

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月27日

上尾市長 畠山 稔

#### 上尾市規則第4号

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則（平成19年上尾市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「配偶者のない女子又は男子」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業に係る支援（以下「策定支援」という。）を受けている者

第3条第2号中「第101条の2の7第1号の2」を「第101条の2の7第2号」に、同項第3号中「第101条の2の7第2号に」を「第101条の2の7第4号に」に改める。

第4条第1項第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号中「次号及び第8条第1項において」を「以下」に改め、「できない支給対象者」の次に「（次号に掲げる支給対象者を除く。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 対象講座の受講開始日において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に、当該対象講座に係る資格を取得し、及び就職等をした者（当該対象講座を修了した日において就職等をしている者を含む。）に限る。） 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が対象講座を受講した年数（その年数が4年を超えるときは、

4年)に60万円を乗じて得た額を超えるときは、その年数に60万円を乗じて得た額)。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる支給対象者以外の支給対象者 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ当該アからウまでに定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けることができる一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金等」という。)の額を差し引いた額

ア 一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受ける者 第1号に定める額

イ 専門実践教育訓練を受ける者(ウに掲げる者を除く。) 第2号に定める額

ウ 専門実践教育訓練を受ける者(当該対象講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に、当該対象講座に係る資格を取得し、及び就職等をした者(当該対象講座を修了した日において就職等をしている者を含む。)に限る。) 前号に定める額

第6条第2項中「第6条の6第2項各号」を「第6条の6第2項」に、「掲げる書類」を「規定する書類及び策定支援を受けていることを証する書類」に改める。

第7条第1項中「第6条の7第2項」を「第6条の7第3項」に改める。

第8条第2項第1号中「第6条の8第2項各号」の次に「(第4項の規定による決定を受けた者にあつては、同条第2項第3号を除く。)」を加え、同項第2号中「雇用保険法の規定による教育訓練給付金」を「一般教育訓練給付金等」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(3) 策定支援を受けていることを証する書類

(4) 次項の規定による決定を受けたときは、当該対象講座の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証する受講証明書

(5) 第4条第1項第3号に該当するときは、対象講座に係る資格を取得したことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる者に対する訓練給付金の支給については、支給単位期間（雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 4 項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができる。

第 10 条中「訓練給付」を「訓練給付金」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ												
氏名								生年月日		年 月 日 ( 歳)		
個人番号												
住所	〒							電話				
教育訓練施設の名称												
教育訓練施設の所在地								電話				
教育訓練講座の名称												
教育訓練の期間	年 月 日 ~							年 月 日 (受講開始日)				
所要費用(予定)	入学料 円					授業料 円 (合計額 円)						
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ( ある ・ ない )											
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ( ある ・ ない )											
(備考)												

第2号様式（第7条関係）

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付対象講座指定通知書

第 年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出のありました上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
氏名				
住所	〒		電話	
教育訓練施設の名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日 ~		年 月 日	
所要費用（予定）	入学料	円	授業料	円
	(合計額)	円		
支給方法				
(備考)				

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ							生年月日		年 月 日				
氏名									( 歳)				
個人番号													
住所	〒							電話					
教育訓練施設の名称													
教育訓練講座の名称													
教育訓練の期間	年 月 日						～	年 月 日					
	(受講開始日)												
うち支給単位期間	年 月 日						～	年 月 日					
	(初日)							(末日)					
所要費用	入学料				円		授業料				円		
	(合計額)				円)								
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円												
希望する支払金融機関	金融機関名						支店名						
	口座種別						口座番号						
	口座名義												
(備考)													

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給規則（以下「新規則」という。）第 4 条の規定は、令和 6 年 8 月 30 日から適用する。

3 令和 6 年 8 月 30 日前に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号。以下「省令」という。）第 6 条の 7 第 1 項の規定より指定された講座を修了した新規則第 2 条に規定する支給対象者（以下「指定日前指定講座修了者」という。）については、新規則第 2 条第 1 号及び第 8 条第 2 項第 3 号の規定は、適用しない。

4 令和 6 年 8 月 30 日前に対象講座（新規則第 3 条に規定する対象講座をいう。）の受講を修了した者については、新規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定は、適用しない。

5 指定日前指定講座修了者に対する新規則第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「省令第 6 条の 6 第 2 項（省令第 6 条の 17 の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類及び策定支援を受けていることを証する書類」とあるのは、「省令第 6 条の 6 第 2 項（省令第 6 条の 17 の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類」とする。